

利根町地域公共交通計画（案）に関する住民説明会を開催します！

町では、民間路線バス、一般タクシー、福祉バス（福ちゃん号）、デマンド型乗合タクシー（ふれ愛タクシー）などの「公共交通」のサービス内容を維持し、生活に必要な移動手段を確保するため、「将来の公共交通のあり方」や「将来の公共交通に向けた取組内容」を示す“利根町地域公共交通計画”の策定を進めています。

令和6年度は、「将来の公共交通に向けた取組内容」を中心に検討しています。住民説明会を通じて、町民の皆さまのご意見を伺いながら“生活をもっと便利にするための取組”を検討したいと考えています。ご家族、ご友人でお誘いあわせのうえ、お気軽にご参加ください。

- 住民説明会は…
- ①どなたでも参加できます。
 - ②会議室会場の定員があるため事前の申し込みが必要となります。（当日参加も可能）



- ▶**内容**
- ①利根町地域公共交通計画（7月時点）について
 - ②公共交通に関する施策・事業（案）について
 - ③施策・事業（案）に対する意見交換
- ▶**その他**
- 当日参加も可能といたしますが、会場の都合により、参加を希望される場合には、事前に下記問い合わせ先まで、電話・FAX・メール・WEBのいずれかの方法により、下記の必要事項をお知らせくださいますようお願い申し上げます。
- ▶**必要事項**
- ①参加日時・会場 ②氏名 ③性別 ④年齢 ⑤住所 ⑥連絡先（メール・電話番号）
- ▶**問い合わせ先** 政策企画課 政策企画係
- ☎68-2211（内線336）
- ▶**申し込み方法**
- FAX：0297-68-7990
- メール：kikaku@town.tone.lg.jp
- WEB：右のQRコードからお申し込みください



▶開催日時・会場

地区	日時	会場
布川地区	8月31日（土）午前10時から	布川地区コミュニティセンター
文地区	8月31日（土）午後2時から	利根町文化センター
文間地区	9月7日（土）午前10時から	旧文間小学校
東文間地区	9月7日（土）午後2時から	生涯学習センター

※説明会の内容は、開催地区に関わらず各日とも同じものとなりますので、ご都合の良い日程および地区にご参加ください

利根町高齢者向けスマホ講習会

高齢者の皆さま、デジタル機器やデジタルサービスの利用に不安を感じていませんか？

総務省が推進する「デジタル活用支援推進事業」を活用して、無料のスマホ講習会を開催します。奮ってご参加ください。経験豊富な講師が丁寧に教えます！

- ▶**対象者** 町内在住の方
- ▶**費用** 無料
- ▶**会場** 利根町役場 5-A会議室
- ▶**申込方法** お電話でお申し込みください
- ▶**定員** 各枠8名

※先着順 定員になり次第締め切りとなります。

▶**申込期間** 9月2日（月）～10月31日（木）

▶**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分
土曜・日曜・祝日を除く。

Aコース	Bコース	Cコース
・スマートフォンの安全な使い方 ・健康促進アプリのインストール ・インターネットの利用方法 （浸水ナビを使用した水害シミュレーション）	・スマートフォンの安全な使い方 ・健康促進アプリのインストール ・e-Taxの利用方法	・アプリのインストール方法 （日本のお魚についてのアプリなど） ・利根町行政アプリの利用方法 ・インターネットの利用方法 （ハザードマップポータルサイトを使用した災害シミュレーション）

令和7年度利根町住民協働事業（住民提案型事業）を募集します

●**住民協働事業とは**

これまでは「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、行政が提案していかなくてはならない公共サービスもありますが、住民一人ひとりの思いを形にし、さまざまな地域の課題などに対応できる住民が主体となった公共サービス提供の仕組みづくりも必要です。

この制度は、公共的な課題の解決もしくは地域の活性化につながる事業で、「自分たちならこのような方法で、より良いサービスが提供できる」といった住民の皆さまから企画立案していただく「住民提案型事業」、町が特定の課題などを提案したものに、住民の皆さまが企画立案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類の提案型事業をいいます。今回募集する事業は、「住民提案型事業」になります。提案内容については、ご自由に応募してください。

●補助の対象となる事業

公益性 必要性	団体が主体となって実施する事業であり、地域課題の解決や公共サービスの向上につながる事業
先駆性 発展性	工夫やアイデアがあり、交流人口※の拡大や地域の活性化につながる事業
協働の効果 住民満足度	協働により相乗効果が期待でき、また、住民のニーズに合った事業であり、住民の満足度が得られる事業
実現性 実施前提	提案団体が計画書どおりに実現することが可能な事業

※交流人口：地域交流、観光など様々な目的を持って町を訪れる人

上記の要件をすべて備えた事業を対象とします

- ▼**事業実施期間**
- 令和7年4月～令和8年3月末
- ▼**必要書類**
- 事業提案書および事業計画などの提出が必要となります。詳細については「令和7年度住民協働事業募集要項」をご覧ください。
- ▼**補助金**
- 住民提案型事業スタート型
- 1年限り 上限5万円
- ※右記の応募団体の要件に加え、**設立から3年以内**の団体が実施する事業が対象になります。
- ※補助対象経費として、**備品の購入が認められます。**
- ※同一年度においてステップアップ型との併用は認められません。
- 住民提案型事業ステップアップI型
- 1～3年目 補助対象経費の10分の10（1年間あたり上限20万円）
- ▼**補助対象経費**
- 事業に対する補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅費」・「印刷製本費」・「通信運搬費」・「保険料」・「使用料及び賃借料」・「業務委託料」・「その他」となります。ただし、各項目において内容により対象外になる経費もあります。
- ▼**必要書類**
- 事業提案書および事業計画などの提出が必要となります。詳細については「令和7年度住民協働事業募集要項」をご覧ください。
- ▼**審査会**
- 提出された事業提案書などに基づき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。
- なお、審査に際し、ステップアップI型の提案事業については事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。
- 審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。
- ▼**問い合わせ先**
- 政策企画課 地域振興係
- ☎68-2211（内線337）

※スタート型の対象となる団体であっても、ステップアップI型から申請することも可能です。

※備品の購入は、認められません。

●住民提案型事業ステップアップII型

4～5年目 補助対象経費の2分の1（1年間あたり上限10万円）

※「住民提案型事業ステップアップI型」として3年間の補助を受けた事業が対象となります。

▼**審査会**

提出された事業提案書などに基づき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。

なお、審査に際し、ステップアップI型の提案事業については事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。

審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。